

小規模事業者持続化補助金を活用しましょう！

小規模事業者が商工会の支援等を受けて経営計画を策定し、採択された計画に沿って行う販路開拓や生産性向上の取り組みに係る経費の一部が支援されます。

補助対象者：小規模事業者※従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者

	一般型		低感染リスク型ビジネス枠	
補助上限	50万円（補助率2/3）		100万円（補助率3/4）	
公募	第7次締切：令和4年2月4日(金)		第5次締切：令和4年1月12日(水)	

- ◆詳細については、QRコードから公募要領をご確認いただくか、商工会までお問合せください。
- ◆申請には商工会の発行する事業支援計画書が必要です。締切日まで余裕をもってお早めにご相談ください。
- ◆低感染リスク型については、gBizIDプライムアカウントが必要です。
一般型については、gBizIDプライムアカウントを使用した電子申請による加点があります。
gBizIDプライムアカウントの取得には3週間程度の時間を要しますので、早期に取得をお願いします。

働き方改革相談窓口のご案内

10月1日に最低賃金が928円に引き上げになりましたが、「非正規の方の待遇をよくしたい」「賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい」といったご相談はありませんか。

商工会では、月2回専門家による無料相談会を設けておりますので、お気軽にお越しください。

相談日：11月15日、11月25日
12月13日、12月23日
開設時間：10:00～12:00
13:00～17:00
※事前予約をお願いします。
専門家：小野暁子氏（社会保険労務士）

経営相談 個別相談会のご案内

新型コロナの影響を受ける中小・小規模事業者の経営課題等を解決するため、専門家による無料相談会を実施しています。事業に関するお悩みや、活用したい施策など幅広い相談に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

11月相談日：5日・8日・12日・19日・22日
26日・30日（事前予約制）
開設時間：9:00～12:00、13:00～16:00
※都合により開催日、時間等が変更となる場合があります
専門家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）
相談内容例：新事業展開や販路開拓などの経営相談

11月は「労働保険適用促進強化月間」です

労働保険（労災保険および雇用保険）は従業員の方が安心して働くための社会保障制度のひとつであり、1人でも従業員を雇い入れた場合、事業主は加入手続きを行い労働保険料を納付することが法律で義務付けられています。商工会では「労働保険事務組合」として労働保険手続きの事務委託を承っておりますので、まだ加入されていない事業主の方は商工会までご連絡いただき、加入手続きをお願いします。

月次支援金の申請について

「月次支援金」とは、飲食店の休業・時短営業、また外出自粛等の影響によって、対象期間中の売上が前年または前々年比50%減の事業者を対象に支給される支援金です。申請には、商工会などの登録確認機関の事前確認が必要となりますので、時間に余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。申請期限は下記のとおりです。

申請対象月	申請期限	事前確認
9月	令和3年11月30日(火)まで	令和3年11月25日(木)まで
10月	令和4年1月7日(金)まで	令和3年12月28日(火)まで

【給付額】個人事業者：10万円/月、中小法人等：20万円/月

※申請する前に必要な「登録確認機関（市川町商工会等）での事前確認」が受けられるのは申請期限の数日前までとなりますのでご注意ください。

インボイス制度について

令和 5 年 10 月よりインボイス制度が導入されます。インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、消費税納税の透明性を図るもので、売り手が買い手に対して取引内容や消費税率の適用税率、消費税額（8%と 10%）を分け合計額などを記載し、その要件を満たした請求書を発行し、保存する制度です。

インボイス（適格請求書）を交付する事業者となるには、事前に登録申請が必要です。登録申請書は、令和 3 年 10 月 1 日から提出可能です。

令和 5 年 10 月 1 日から制度の運用が開始されますが、運用開始日から登録を受けるためには、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請を行う必要があります。

制度の詳しい説明については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをご覧ください。商工会までお問い合わせください。

登録申請は、e-Tax による手続きも可能です。e-Tax の利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要です。



ハラスメント防止対策が強化されます！

令和 2 年 6 月より職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっております。中小企業も令和 4 年 4 月 1 日から施行されますので、早めの対応をお願いします。

「パワハラ防止法」における事業主の義務

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
4. 1～3までの措置と合わせて、相談者・行為者等のプライバシーを保護すること、その旨を労働者に対して周知すること、パワハラ相談を理由とする不利益取扱いの禁止

事業所の最初の対応はこの内容について就業規則に記載することです。

今一度就業規則の見直しをお願いします。

就業規則についてのご相談は、働き方改革相談窓口でも応じていますのでご希望の方はご連絡をお願いします。

マイナンバーカード、作成されましたか？

マイナンバーカードは、住民の皆様からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードです。自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

○マイナンバーカードのメリット

- ・マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- ・マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。
- ・マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ 1 枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。
- ・市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。
- ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。
- ・健康保険証として利用できます。

※利用方法、保険証利用に対応した医療機関・薬局等については厚生労働省の HP をご覧ください。

○確定申告もマイナンバーカードを使用した電子申告を推奨します

確定申告においてもマイナンバーカードを使用した電子申告がお勧めです。マイナンバーが記載された申告書等を提出する際に必要となる本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となります。

商工会館の耐震補強改修工事のため、1 階工事期間中は商工会館 2 階に仮事務所を設けております。

会員並びに関係機関の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

工事期間：(予定)令和 3 年 10 月 15 日～令和 3 年 12 月下旬

1 月に発行する「市川町商工会報ひまわり」に貴社の広告を掲載しませんか？地域に向けた情報発信や会社の PR にぜひご利用ください！

- ★サイズ：約 3 cm×9 cm
- ★広告料：5,000 円（税込）
- ★申込締切：11 月 12 日

＜職員異動のお知らせ＞

令和 3 年 9 月 21 日付採用：臨時職員 廣本幸子

令和 3 年 9 月 30 日付退職：臨時職員 庄 咲希

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674

